

※令和6年4月サービス提供分から使用

サービスコード 種類	項目	サービス内容	サービスコード名称 ※CSVを取り込んだ際、下記の名称で表示されます。	算定項目		合成 単位数	算定単位		
				イ 1週当たりの標準的な回数を定めた場合	(1) 1週に1回程度の場合				
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型独自サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定めた場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	訪問型独自サービスⅠ日割		1176 単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12	訪問型独自サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	訪問型独自サービスⅡ日割		2349 単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13	訪問型独自サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	訪問型独自サービスⅢ日割		3727 単位	123	1日につき		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定めた場合	(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	新設
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11日割	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算11日割		1 単位減算	-1	1日につき	新設	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき	新設
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12日割	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算12日割		1 単位減算	-1	1日につき	新設	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	新設
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13日割	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算13日割		1 単位減算	-1	1日につき	新設	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算			
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	1月につき	新設	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		新設	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	新設
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の13.7%加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10.0%加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.5%加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の6.3%加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.2%加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の2.4%加算			

赤色で表記されているサービスコードは令和6年4月1日の施行より適用となります。